

福祉サービス第三者評価

評価結果報告書

げんきっず保育園

2023年2月

第三者評価機関

特定非営利活動法人

よこはま地域福祉研究センター

Third party evaluation

目 次

施設・事業所情報.....	1
総評.....	2
第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント.....	3
評価結果 共通評価.....	4
評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織.....	4
評価対象Ⅱ 組織の運営管理.....	5
評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施.....	9
評価結果 内容評価.....	12
A-1 保育内容.....	12
A-2 子育て支援.....	15
A-3 保育の質の向上.....	16

施設・事業所情報

第三者評価機関名

特定非営利活動法人よこはま地域福祉研究センター

①施設・事業所情報

■名称	げんきっず保育園
■種別	認可保育所
■代表者氏名	重松美子
■定員（利用人数）	90名
■所在地	〒252-0143 神奈川県相模原市緑区橋本 8-4-4
■TEL	042-770-5566
■ホームページ	https://fuku-mirai.or.jp/

【施設・事業所の概要】

■開設年月日	平成 25 年 4 月 1 日
■経営法人・設置主体	社会福祉法人みらい
■職員数（常勤）	12 名
■職員数（非常勤）	23 名
■専門職員（名称別）	・園長 1 人 ・保育士 25 人 ・栄養士 1 人 ・調理員 5 人 ・事務員等 3 人
■施設設備の概要	・居室数 保育室 6 室 ・設備等 遊戯室、一時保育室、園庭、屋上園庭、玄関ホール、調理室、事務室など

②理念・基本方針

理念「夢見る力と大きな感動を」

保育方針「子どもの安全を第一に、

①健康で明るい子ども

- ②自分で考えて行動できる子ども
- ③自分の思いを表現できる子どもを育成する」

③施設・事業所の特徴的な取組

【園舎や立地について】

- ・3階建ての園舎の2～3階には奥行きのあるバルコニーが備えられていて、野菜の栽培などを行っています。屋上にはプールが設置できるようになっています。各保育室は、南または東側に面しており、明るさを保っています。
- ・園庭は2箇所あり、子どもの年齢層や遊びによって使い分けています。園庭の半分に砂を敷き、半分は土にすることで泥んこ遊びが園庭でできるようになっています。
- ・園はバス通りに面していて、近隣には商業施設や公共施設、高層マンションがあります。公園も複数ある立地となっています。

【園の特徴的な取り組み】

- ・保護者の方と共に子どもたちの成長を見守り、地域に愛される保育園。
- ・沢山外に出て遊び、沢山歩き、四季を肌で感じながら心と体の成長を促す。
- ・感触遊びに力を入れ、砂と黒土の園庭を使い分けている。

④第三者評価の受審状況

■評価実施期間	2022年5月19日	(契約日)～	2022年12月13日	(評価結果確定日)
■受審回数(前回の受審時期)	2回(2017年度)			

総評

【特長】

◆子どもが十分に身体を動かし心身共に健康に成長することを大切に考え、子どもたちはたくさん遊び、たくさん歩き、のびのびと生活をしています

子どもが十分に身体を動かすことを大切に考え、散歩など戸外遊びの時間を確保しています。子どもからの自発的な提案に職員は丁寧に耳を傾けて、散歩に行く場所や遊びなどを一緒に考えています。園の近くには、芝生の原っぱなどの公園がいくつかあり、心いくまで身体を動かし自由に遊んだり歩いたり、探索したりと好きな時間を過ごしています。散歩道では、信号待ちのバスの乗客やパトカーに乗った警察官、地域の人々から手を振ってもらい、温かく見守られている光景が日常的にあります。保育室での制作活動や楽器遊びの後にも散歩に出かける時間を確保しているほか、夕方の時間帯には2箇所ある園庭に出て遊ぶこともできます。日々の生活の中で十分に身体を動かしてたくさん遊び、たくさん歩くことで心身ともに健康に成長できるように取り組んでいます。家族アンケート結果をみると、回答した家族のほとんどが「園での活動は子どもの心身の発達に役立っていると思う」と回答したことから、家族からも高く評価されていることが分かります。

◆職員間でチームワークよく支え合いながら、穏やかな雰囲気保育をおこなっています

クラスの保育士間、クラス間、職種間で協力しあい、子どもの生活を豊かなものにしていきます。クラス内では、お互いの役割分担が明確になっており子どもが見通しを持って活動できるように支えています。クラス間では、散歩の場所や、玄関を使う時間、食事の準備、記録の時間など声を掛け合うことで連携よく業務を進め、園長や主任も協力しています。散歩から帰園する時間を見計らい、温かい料理を子どもたちに提供するという栄養士や調理員の心遣いもあります。常勤職員と非常勤職員がともに乳児会議や幼児会議で話し合い、より良い保育を検討しているほか、発達支援に関する専門家である保育・支援アドバイザーを配置し、個別指導計画の作成やケース検討、現場における助言などを日常の中で得ることができるようになっています。日々の保育をチームワークよく進めながら、穏やかな雰囲気保育が行われています。

【改善を求められる点】

◆保育の細かい手順や留意点をさらに標準化していくことが期待されます

「職員の心得」を全職員に配布することで、職員に求められることを細かく伝えています。乳児会議や幼児会議では、保育内容や個別の支援について話し合いを重ねるなど、保育の質を標準化するための取り組みが進んできています。今後に向けて、さらに細かい手順や留意点を職員間で検討していくことが期待されます。例えば、おむつ換えの場所や、おむつ換えの方法、子どもが着替える時の留意点、子どもを抱き上げる時の留意点、おもらしの時の対応など、職員によって対応が異なる様子がみられました。特に子どもを尊重する保育やプライバシー保護の側面から職員全体で検討していくことで、さらに保育の質が向上していくことと思われます。同時に、法人と協力しながら、人材確保から人材育成、定着に向けた総合的な人材マネジメントの取り組みを進めていくことで、保育の質のさらなる向上につながると期待できます。

第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

開園 10 年目を迎え今回 2 回目の第三者評価を受審いたしました。

保護者の皆様には第三者評価調査へのご理解そして大変お忙しい中アンケートのご協力をいただき本当にありがとうございました。

日頃より子どもの気持ちに寄り添い、笑顔を大切に参りました。それが、子どもの安心や過ごしやすい毎日に繋がっていること、保育士たちの子どもを中心とした保育が、穏やかな雰囲気保育になっていることが評価されうれしく思います。

また、第三者評価を受審することで、全職員が園の保育についてしっかりと向き合ったこと、皆でしっかり話し合えたことが更に今後の保育に生きていくのではないかと考えています。もちろんまだまだ改善しなくてはならない点も多々ありますが、真摯に受け止め一つひとつ丁寧に取り組み、より良い保育が提供できるように今後も務めていきたいと考えております。

最後にこの評価に携わっていただいた評価機関の皆様ありがとうございました。

第三者評価結果

※かながわ福祉サービス第三者評価推進機構では、a・b・c評価の判断基準を次のように定めています
 a評価：よりよいサービスの水準・状態
 b評価：多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組の余地がある状態
 c評価：b以上の取組となることを期待する状態

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 </div>	b
<コメント> 「夢みる力と大きな感動を」を法人の保育理念として、ホームページやリーフレット、園のしおりなどに掲載しています。毎年3月に行う大職員会議において、園長は、自分の夢だけではなく周りの人の夢につながるような保育をすることなどについて全職員に伝えています。乳児会議や幼児会議においては、子どもの自主性や個性を大切に保育について話しています。保護者に渡している園のしおりにも理念を掲載し、入園説明会や懇談会で説明しています。一方で、理念が職員に伝わっているとは言い切れないことを園長は認識しており、継続的に取り組んでいく必要があるとしています。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 </div>	b
<コメント> 法人では、安定的な経営を目指して経営改善を進めています。法人園長会では、幼児クラスの定員設定、発達支援、職員採用について話題にあがることが多く、園長は園をとりまく状況や環境について把握しています。また、相模原市の園長会に参加し保育士不足などについて話し合っています。しかし一方で、地域の福祉計画の策定動向や潜在的利用者に関するデータを収集するなどの取り組みには至っていません。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。 </div>	b
<コメント> 経営状況や改善すべき課題については法人の役員内で共有し、利益率の向上に取り組んでいます。経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成などの経営課題を明確化するため、毎月の法人園長会にて各園長より課題として挙げた事項について話し合い、園と法人で改善に取り組んでいます。園長は、利用率や正規職員の採用の課題について、職員間で共有しながら法人や市役所に提起し、具体的な取り組みを進めていきたいとしています。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。 </div>	b
<コメント> 今年度から2026年度までの5カ年の中期目標を、園長と主任のほか、独自に配置している保育・支援保育アドバイザーの3名で話し合って作成しました。5年後の目標を「自尊感情を育みながら、子どもも大人も安心して過ごせるコミュニティー」とし、保育目標・人材育成・環境整備・その他の4項目に分けて1年ごとに実施すべきことを明確にしています。今年度、初めて中期目標を策定したため、見直しについては今後取り組んでいく予定です。	

<p>【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 単年度の事業計画として法人は「認可保育園の運営」を策定し、各園の定員、保育時間、職員数、職員名簿のほか、全園共通の保育目標、保育方針、年間行事予定を明確にしています。同時に「全体的な計画」を策定し、中長期目標で記した4つの項目の1つである保育目標を反映させています。今後は、中長期目標で定めた人材育成・環境整備・その他の3項目についても単年度計画に反映していくことが期待されます。例えば、園独自に事業計画を作成し、中長期目標達成に向けて単年度ごとに目標を設定するなどして、確実に事業を推進していく方法などが考えられます。</p>	
<p>(2) 事業計画が適切に策定されている。</p>	
<p>【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 職員の意見は、乳児会議や幼児会議、日常の会話の中から集めて事業に反映するようにしています。中長期目標に明記している「業務削減」と「園庭造り」に今年度取り組んでいきたいと考えており、現在「どうしたら業務削減できるか」というテーマで園内研修を設定し、職員から意見を集めています。また、前年度はコロナ禍の影響で、予定通り外部研修が受けられなかったという反省から、今年度は受けられるよう配慮していくことを職員に周知しています。一方で、これらのことは、事業計画である「認可保育所の運営」に明記されていませんので、計画に整理していき、評価・見直しを組織的に行うことが期待されます。</p>	
<p>【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。</p>	<p>c</p>
<p><コメント> 一年間の保育目標や保育方針について懇談会で分かりやすく話しています。行事の計画についても予定表を保護者に渡して、見直しを立てやすくしています。今後は、懇談会などの機会を利用して、今年度の事業計画における達成目標などを分かりやすく資料にまとめ、説明していくことが期待されます。</p>	

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

<p>(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p>		<p>第三者評価結果</p>
<p>【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p>	<p>b</p>	
<p><コメント> 「保育所保育のチェックリスト100」を用いて、定められた項目に基づいて職員各自が自己評価を実施し、結果を集計しています。また、毎年職員個々が目標を設定し、園長等と一緒に振り返りを行っています。人事考課制度も取り入れて面談を行っています。月単位では、乳児会議や幼児会議を開催して、保育の振り返りを行っています。年1回、大職員会議で保育の振り返りを行い新年の方針を決定していますが、園として自己評価結果を分析・検討する場については課題になっています。</p>		
<p>【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	<p>b</p>	
<p><コメント> 「全体的な計画」や各指導計画について評価し、次年度の方針を定めています。一方で、自己評価等の結果をもとに取り組むべき課題を明確にして、計画を立てるまでには至っていません。日々の中で把握している課題については職員間で共有化を図り、例えば、正規の職員を増やしていきたいことや、業務の削減を行うことでリフレッシュできる休憩時間を取れるようにしたいことなどについて検討を進めています。</p>		

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

<p>(1) 管理者の責任が明確にされている。</p>		<p>第三者評価結果</p>
<p>【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p>	<p>b</p>	
<p><コメント> 「職務権限一覧表」を就業規則に掲載し、園長の役割と責任を明確化しています。年度末に行う大職員会議では、園長の役割などを分かりやすく説明しているほか、苦情・相談などについては園長が責任を持つことを職員に伝えていきます。有事に向けて「大規模災害発生時の職員の初期行動マニュアル」を職員が携帯し、園長不在時でも職員が行動できるようにしています。今後は、園だよりなどを通して、園長の役割と責任を表明していきたいとしています。</p>		

<p>【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 園長は各種研修会や相模原市の園長会に出席し、児童虐待防止法、子ども・子育て支援法、個人情報保護法など遵守すべき法令について情報を得ています。法人の「職員の心得」を非常勤職員を含めた全職員に配布し、職員の倫理観の醸成などに努めています。施設整備の取り組みとしては、クリーンdayを設定して環境美化に努めています。省電力化にも全職員で取り組んでいて、園内の電気をLEDに変更したり、こまめに消灯したりしています。</p>	
<p>(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。</p>	
<p>【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 園長は、個々の子どもを大切に、子どもの得意なことを伸ばす保育をしていきたいとしています。乳児会議や幼児会議では、応答的に子どもと会話することや、呼び捨てはしないこと、子どもたちを見ながら一緒に歌うことなど具体的に職員に話しています。乳児会議や幼児会議に参加することで、毎月保育の振り返りと次月の月案について担任と共に検討しています。職員に対しても、得意な分野を伸ばしながら足りないところはチームで支え合うことを重要視しています。園長は非常勤職員を含む全職員と個別面談をし、今後学びたいことや目標などを話し合っており、研修の充実を図っています。</p>	
<p>【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 園長は、正職員の職員体制などについて経営課題を感じています。人事や労務、財政等を踏まえた経営の改善は、法人が権限を持っているため、園長が経営改善に向けた指導力を発揮するまでには至っていません。園の取り組みとして、中長期目標に業務削減をかけた、ドキュメンテーションの活用や、休憩の確保などに取り組んでいます。組織内に同様の意識を形成するため、ドキュメンテーションや業務削減に関するテーマで研修をするなどして、指導力を発揮しています。</p>	
<p>2 福祉人材の確保・育成</p>	
<p>(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>	
<p>【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 人材確保に向けて、職員紹介制度やハローワークの活用、就職フェアへの出展などを行っています。正職員の採用を目指しながらも、ベテランの非常勤職員の配置を充実させることで、保育体制の安定を図っています。人材確保・人材育成・人材管理の総合的な計画の策定については、今後進めていきたいとしています。</p>	
<p>【15】 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 総合的な人事管理について今後取り組みを進めていきたいとしています。園では「職員の心得」を全職員に配布し、期待する職員像などについて伝えています。「給与規程」では、職能給基準表に基づき、年齢給・勤続給・職能給などを定めています。人事考課制度を導入して、各職員へのフィードバックを行っています。職員が自らの将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりを進めていき、職員の定着を図りたいとしています。</p>	
<p>(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>	
<p>【16】 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 働きやすい職場づくりに向けて、正職員は年2回園長と面談をして意向を確認しています。非常勤職員には年1回面談をしています。有給休暇の取得に向けて、希望休をもとに主任がシフトを調整しています。また、主任は毎日保育現場を巡回することで、職員とコミュニケーションをとり、職員が外部研修や急な休みを取るときには、主任が代わりに保育に入るなどして、職員をサポートしています。園長は、正職員の採用や定着を図り、さらに働きやすい職場にしていく必要性を感じています。</p>	

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

【17】 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
--	---

<コメント>

職員一人ひとりの育成に向けて、正職員は年2回園長と面談をし、半期毎にクラスや個人の反省、自分の課題、今学びたいこと、次期の目標、不安に思っていることなどについて確認をしています。法人では人事考課制度も取り入れており、基準に沿った評価を行っています。面談で上がった目標を参考に、外部研修などに職員を派遣しています。人材育成計画を作成し、目標管理の仕組みと運動させていくなど、さらに職員一人ひとりの育成に向けた取り組みを向上していくことが期待されます。

【18】 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
--	---

<コメント>

年度の研修計画は、園長と主任が作成しています。主に相模原市が主催するキャリアアップ研修に年間を通して派遣しています。令和4年度の計画を見ると、年間36件の研修に参加する予定としています。園内研修としては、ドキュメンテーションや業務削減、嘔吐処理・救急救命の研修を計画しています。非常勤職員については、可能な範囲でオンラインで行う外部研修や園内研修に参加できるようにしています。また、乳児会議や幼児会議などでは、非常勤職員の保育・支援保育アドバイザーによるケース検討を行っており、的確なアドバイスを得られるようになっていきます。

【19】 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
--	---

<コメント>

コロナ禍の影響もあって、前年度までは、外部研修の受講が抽選になるなど研修の機会が制限されてきました。今年度は外部研修への参加を推奨し研修計画を組んでいます。研修の資料はファイルに綴じて職員が見られるようにすると共に、職員会議で研修の参加者が報告をしています。研修係は年3回の園内研修を企画し、非常勤職員の含む職員全体に研修を行っています。OJTについては、新卒の職員には主任が就くことにしています。一方で、保育経験のある非常勤職員が多いことから、中途採用の職員については、非常勤職員に分からないことを聞きながらクラスのリーダー業務を行う状況になっており、組織的なOJTの体制は今後の課題となっています。

(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

【20】 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
--	---

<コメント>

保育士養成の実習生を年1名程度受け入れ、マニュアルに沿って実施しています。実習のプログラムは本人の希望に沿って組み立てながら、特に乳児クラスから順番に広く実習してもらえるように考慮しています。担任と実習生の振り返りは毎日行い、実習終了時には、園長や主任を交えて反省会を行っています。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者評価結果
【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b

<コメント>

運営の透明性を図るための取り組みとして、子育て広場、食育講座、リトミックなどに地域の親子を招いて子育て支援や育児相談を行っています。「保育月間さがみはらんど」という相模原市が行う保育行事にも協力し、地域の方を招いています。苦情への対応などについては、路上駐車への苦情などが近隣から入ると園だよりに掲載して注意喚起をするなど公表しています。法人のホームページを開設して園の理念や基本情報、地域子育て支援の案内などを紹介していますが、予算情報や決算情報、事業計画等の情報は公開していません。

【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
---	---

<コメント>

内部監査については、グループ企業8法人内で監視し合い、外部の会計事務所を入れて定期的に確認をしています。「経理規定」により、会計や物品購入について明確にするとともに、契約など取引等に関するルールを定めています。職員が見られるように保管していますが、職員会議などで周知していくことが期待されます。

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果
【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<コメント>	
地域との関わり方を計画に明示し職員に周知しています。近隣の公園に日常的に散歩に出かけ、すれ違う人と挨拶を交わしたり、途中の道のゴミ拾いを園長と園児で行う日もあります。近隣の畑で芋堀をしたり、子どもが育てる苗を近くのホームセンターに買いに行ったり、招待された試写会の映画を観に行くこともあります。園外にある掲示板に園庭開放や一時保育の情報を掲示して地域の人に知らせています。保護者には保育園向けアプリで、市のお知らせや感染症、防犯情報を提供し、ホームページからもお知らせやイベントなどの情報を発信しています。	
【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<コメント>	
「ボランティア・職場体験マニュアル・ボランティアの受入れ手順書」があり、受入れの意義やボランティアに望むことを明文化し、受入れは園長及び主任が担当しています。今年度は保育ボランティアの受入れがありました。コロナ禍以前は職業体験も毎年受入れていましたが、今年度の依頼はありません。近隣の高校の吹奏楽部の生徒が毎月楽器演奏に来ています。感染症などの安全を考慮しながら、その時々で検討し受入れをおこない、園児と地域の交流の場を設けています。	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<コメント>	
地域の関係機関連絡先はリストアップして事務室に保管しています。保護者に必要な時に情報提供できるようにしています。緑区役所・担当区域の民生児童委員・近隣の小学校・相模原市児童相談所・子育て支援センター、必要により相模原市立療育センターなど関係機関と連携し、子どもにより良い保育の提供がおこなえるように努めています。虐待等権利侵害が疑われる子どもの対応について、相模原市の母子相談班や、相模原市児童相談所と連携が図られています。職員会議で情報共有し周知を図っています。	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<コメント>	
地域の親子向けのリトミック教室を開き、リズム遊び等の交流の中で子育ての課題などを把握しています。就学前の親子を対象にした食育講座を開催してハロウィン巻きずし作りを行い、食育交流を通して生活課題等の把握をしたり、保育月間「さがみはらんど」では参加した親子への育児相談等、子育て世代のニーズの把握に繋がっています。幼保小連携教育交流事業、私立保育園園長会議、法人内の相模原3園法人主任会議で地域の福祉ニーズの情報を把握しています。園長は、民生児童委員と連携し地域の課題把握にも努めています。	
【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<コメント>	
「親子で遊ぼう リトミック」を毎月開催し、毎週水曜日の園庭開放・年2回の食育講座・子育て広場や相模原市主催の保育月間さがみはらんどに参加し、地域の親子との交流を通じて育児相談に対応しています。現在コロナ禍の影響もあり参加者はあまりいない状況ですが、園庭開放や地域の学生の体験学習なども受け入れています。園は配慮の必要な親子も、同じように受入れ地域の福祉ニーズに対応しています。被災時には「乳児ステーション」を開設し、福祉的な支援として一時的な育児支援の受入れ対応もおこないます。	

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	第三者評価結果
【28】 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保育方針に『自分で考えて行動できる子ども・自分の思いを表現できる子ども』を明示し、計画書の中でも職員は子どもを一人の人として尊重し、自己肯定感を持てるように努めることや、子どもの人権に配慮し、子どもの人格を尊重した保育を行うことが明記されています。入職時に「職員の心得」を渡し、「子どもの人権」について園長と読み合わせを行い確認しています。子どもの人権について研修し、全職員に周知する取組をしています。言語や文化の違いにも配慮して対応しています。</p>	
【29】 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>入職時に「職員の心得」を渡し、子どもの最善の利益を考え保育することや、子どもの人権・プライバシー保護について、理解を深めています。幼児クラスのトイレはドアをつけてプライバシーに配慮をしています。保護者には入園前に子どものプライバシー保護について「重要事項説明書」で保護者の同意を得ています。保護者からの個別相談はプライバシーに配慮し相談室を設けています。今後、おむつ換えの場所・方法、子どもが着替える時や子どもを抱き上げる時の留意点、おもしろの対応などプライバシーの保護に配慮した具体的な手順の作成に期待します。</p>	
(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
【30】 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p><コメント></p> <p>しおりの見直しは必要に応じ適宜おこなわれています。リーフレットには、園の方針・1日の流れ・行事・一時保育などについて、写真・図・絵・表などを用いてわかりやすい内容にしています。園のホームページや、相模原市のホームページ内で、園の情報を発信し、随時更新しています。利用希望者には、園長が個別に丁寧な対応をしています。見学希望者には都合を確認しながら、午前中の活動風景の見学を勧めています。今後、公共施設など多くの人が入手できる場所へのパンフレットの設置が望まれます。</p>	
【31】 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p><コメント></p> <p>入園説明会では園のしおり・重要事項説明書を基に保護者へ説明を行っています。しおりには保育園の1日の生活・緊急時の体制・個人情報取扱・相談（苦情）解決体制・感染症への対応・年齢別に用意するものや登園時の服装など、必要事項が記載されており、持ち物等を絵や年齢ごとに表にして大きめの字を使用するなど、わかりやすい工夫されています。特に配慮が必要な保護者への説明については、ルール化はされていませんが、担任保育士・必要時は園長が説明を行っています。外国籍の保護者には翻訳アプリを使う等理解が得られるように説明を行っています。</p>	
【32】 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>変更にあたっては、行政手続きのフォローアップのために園に申し出てほしい事例をしおりに明記しています。保育所の変更についての個人情報の引き継ぎはしていませんが、園長は、退園後も相談出来ることを保護者に口頭で伝えており、保育の継続性に配慮した対応を図っています。</p>	
(3) 利用者満足の向上に努めている。	
【33】 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>職員は子どもに丁寧に向き合い、安心して過ごせるように努めています。子どもの意欲や要望を汲み取り、クラス会議・職員会議で子どもの様子や課題を共有し保育に反映させる取り組みをおこない、登・降園時や、保育園向けアプリで毎日の様子を保護者に発信しています。懇談会は年1回、保護者会は年2回開催し、個人面談で保護者からの相談・要望等を聞き保育に反映するようにしています。保育・支援保育アドバイザーを配置し相談支援の対応に参加しています。また、園児が達成感を得られような遊具の変更・増設・園庭のメンテナンスを現在おこなっていますが、検討会議などで職員と共に検討し、改善していく取り組みに期待します。</p>	

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

【34】 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
--	---

【判断した理由・特記事項等】

苦情・相談窓口については園のしおり・園の重要事項説明書で保護者に説明し同意を得ています。苦情・相談には迅速に対応し解決を図り、苦情内容や解決結果は記録し事務室に適切に保管しています。意見や要望解決の仕組みについての文書を全保護者に配布し、苦情受付担当者は主任・苦情受付責任者は園長が担当し、第三者委員の連絡先が記載されており、園内掲示で明示されています。今後は苦情を申し出た保護者の意向やプライバシー等に配慮して、苦情相談内容及び解決結果を公表し、保育の質の向上に関わる取組に期待します。

【35】 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
--	---

<コメント>

入園説明会で配布する園のしおりには保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できることが記載されています。園では懇談会開催や、希望者に個人面談を設け、保護者の意見や要望を確認しています。相談室は事務室の奥に落ち着いた話せる空間が設けられています。保育園向けアプリに「どんなことでもいいので」記入してもらう事を保護者に伝えています。しかし、今回の第三者評価の保護者アンケートでは不十分という意見もあり保護者が相談したいときや意見を述べたいときに選択できる仕組みの周知などを含めた今後の取組が期待されます。

【36】 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
---	---

<コメント>

保護者はいつでも相談できる旨を園のしおりや重要事項説明書に記載し保護者に説明しています。日頃から職員は登・降園での保護者との関係作りを通して相談しやすい環境づくりに配慮しています。行事後にアンケートを実施しています。意見箱を設置し保護者の意見を把握する取り組みはありますが、これまで意見の投稿はありません。今後保護者が意見箱を活用しやすくなる方法の検討や、対応マニュアルの整備などをおこない、園全体で保護者からの意見を把握し保育の質の向上を図る取組が期待されます。

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
---	---

<コメント>

法人作成の保育園としての食物アレルギー・危機管理・衛生管理・事故防止・感染症・不審者侵入の各マニュアルがあり、職員全員に対応フローと合わせて周知しています。事故発生時は検証と再発防止に努めているほか、ヒヤリハット報告書や事故報告書を作成しています。現在に至るまで大きな事故の発生はありません。会議で研修や分析をおこない、事故防止のための検討・改善をおこない職員に周知・共有しています。安全・衛生係を主任が担当し毎週金曜日のクリーンdayで気が付いたことはすぐ園長に報告しています。

【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
--	---

<コメント>

感染症対応マニュアルが整備され職員に周知し、乳児会議・幼児会議において確認し見直しが行われています。市主催の保健衛生・安全対策研修を受け、園内でも嘔吐研修を行うなどの教育訓練を実施しています。感染症情報は保護者へ速やかにメール配信され、早期対応が徹底されています。対応については保護者にメール等で周知し協力を得ています。新型コロナ対策として、玄関前に体温計・消毒を置き、園内の定期消毒・換気が守られて、現在入室制限しています。

【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
--	---

<コメント>

災害時のマニュアルを作成し整備しています。体制や避難方法、立地上のリスクを明示し職員に周知しています。毎月1回以上、地震・風水災害などの想定をおこない、避難・救出・その他必要な訓練を実施しています。災害や緊急時には保育園向けアプリで保護者に連絡し、災害時を想定した保護者への引渡し訓練も定期的におこなわれています。引渡し訓練では実際に災害伝言ダイヤルで確認後保護者が引き取りに来ています。食料や備蓄をおこない担当者が整備しています。また、消防や警察などの連携をおこなっています。

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価結果
【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
<p><コメント></p> <p>全職員で子どもを見るという園の方針があります。保育の標準的な実施方法は各マニュアルに明記され、研修や職員会議で周知しています。子どもの尊重、プライバシーの保護、権利擁護などコンプライアンスが職員の心得に明記されています。入職後「職員の心得」で重要項目の読み合わせを園長とおこない、主任や担任が個別の指導をしています。毎月のクラス会議で実施方法を話し合い、面談・自己評価・研修で確認する体制や、保育の様々な研修を園内・園外・インターネットを通じて受講し、報告書や会議で全員に周知しています。今後マニュアルに不足している仕組み作りや、職員に伝わる工夫が期待されます。</p>	
【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p><コメント></p> <p>保育士はその日の保育活動の反省を含め、保育内容や保育方法を自己評価しています。クラスでも日々の保育の振り返りをおこない検証して、見直しを定期的実施しています。検証・見直しにあたっては、子どもの姿や、養護・教育・環境構成・保育者の援助を踏まえて作成した指導計画の内容を軸としています。保護者からの提案を、個別の指導計画に反映するなどの取組もおこなっています。園長は、保育の中で気付いたことがあれば、会議など全体の場で、時には厳しく言及し、保育の対応や実施方法に一貫した指導力を示しています。今後は、不足しているマニュアルの作成に着手することで保育実践に関する標準的な実施方法を定めると共に、定期的に見直しをしていくことが期待されます。</p>	
(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	
【42】 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a
<p><コメント></p> <p>全体計画は法人で定められた書式を用い園長主導で作成し、年間指導計画は担任保育士が作成して主任・園長も最終的に関わっています。子ども一人ひとり発達に関するチェック表などに基づいて指導案を作成しています。栄養士や保育・支援保育アドバイザーなど様々な職種の職員がアセスメントなどに関する協議に参加しています。指導計画に基づく保育実践は毎月の会議で振り返りや評価をおこない、子ども一人ひとりに合った保育の提供を行っています。支援困難なケースの検討には担任に加えて園長、保育・支援保育アドバイザーも関わって専門機関のアドバイスを受けています。</p>	
【43】 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
<p><コメント></p> <p>指導計画の評価は毎月実施しています。保護者の意向は、連絡帳や面談などの場で把握し確認する取組をおこなっています。見直しや変更に関しては職員会議などで検討し、随時見直しをおこない、会議記録で周知しています。園では子ども一人ひとりに合った保育の提供をおこなうために、保育士は1日の反省を含めて日々必ず評価をおこなっています。指導計画を緊急に変更する場合は園長の責任のもとで行っています。日々の評価や毎月の評価を踏まえて、次の指導計画の作成を行っています。</p>	
(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	
【44】 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<p><コメント></p> <p>子どもや家庭の個別の状況を見童票に記録しています。子どもの発達状況や生活状況は、0.1歳までは1か月ごと、2歳は2か月ごと、3歳から5歳までは3か月ごとに経過記録に記載しています。日誌・見童票・カリキュラムなどの記録において、職員への指導や管理は主任が行うと定めています。職員会議、乳児会議、幼児会議、給食会議等を毎月開催し、課題の抽出や検討をおこない、情報共有しています。進級時には子どもの記録と口頭での引継ぎをおこなっていますが、今後は園全体に情報が届いたか確認する仕組み作りを期待します。</p>	
【45】 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの記録の保管・保存・破棄の規定を定め、個人情報の利用や漏えいに対する対応方法が規定されています。個人記録や緊急連絡先などのデータ・記録類は事務室の施錠できる棚に保管し持ち出しは原則禁止です。個人の特定できるものは全て人目に付く所へ置かないこと、掲示や配布も厳禁としています。電話の対応も情報漏えいの観点から徹底し、入職時に個人情報取り扱いの説明に同意しています。保護者には個人情報の取り扱いについて入園時に説明し「園のたより等への写真掲載について」を文書で明示し同意を得ています。行事時も説明し、保護者用園のホームページはパスワード設定しています。</p>	

内容評価基準（20項目）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b

<コメント>

全体的な計画は保育所保育指針に基づき、この地域の法人系列園3園の園長で「保育理念」「保育方針」「保育目標」に従って土台を作り、それを基に園長、主任、発達支援アドバイザーで作成しました。全体的な計画は保育姿勢、養護、年齢ごとの教育（健康・人間関係・環境・言葉・表現）など具体的な内容を記載しています。「個々を大切に」「身体の基本を作る」を大事に考えた計画になっています。年明け頃から園長、主任、クラス代表が集まって子どもの発達過程、家庭状況、地域の実態などを話し合い、1年間の反省を活かして年度末に見直しをするようにしています。各クラスや玄関ホールに全体的な計画は掲示してありますが、現在コロナ禍にあり、保護者が目にすることはできません。今後は全体的な計画をクラス懇談会などで説明、配布し、子どもの成長する姿に見通しを持てる機会を作ることが期待されます。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a

<コメント>

保育室はエアコンや空気清浄機、乳児の保育室には床暖房などを使用して、室温、湿度、換気など適切な状態に保たれています。どの部屋も陽当たり、風通しが良好です。園庭は1,2歳児クラスの前の土の庭と0歳児クラスの前の砂の庭があり、通路で行き来できるようにになっています。屋上も活動に使い、夏はプールが設置されます。寝具や保育教材、おもちゃはガイドラインに沿って衛生的に管理されています。乳児は少人数で落ち着いて過ごせるようにパーティションを用いたり、マットを用いて部屋の環境を工夫しています。ホールや一時保育室があり、雨の日など活動の場所としても使われています。3歳児室と4歳児室の間仕切りは開閉できるようになっており、活動に合わせて広く使っています。子ども達が自分たちで選んで遊べるようにおもちゃの棚やごっこ遊びのコーナーが工夫され、家具の配置に配慮しています。子どもの姿に合わせて環境や玩具を随時変更しています。一人になりたい時などに落ち着けるスペースを作っています。園内は整理整頓され、清潔に保たれ、心地よく過ごせるようにしています。

A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
---	---

<コメント>

日々の保育の中で発達状況や家庭環境から生じる生活リズムの違いなど個人差も含めて一人ひとりを尊重する保育をおこなっています。園長は常に子どもの姿をよく見るように指導しています。表情やしぐさから気持ちを汲み取り、普段と違うサインを見逃さないように保育士は心がけています。保育士は子どもたちに笑顔で応答的に関わり、寄り添い、思いを共感するよう努めています。子どもが安心して自分の気持ちを出せるように、先回りすることなく、子どもからの発信を待っています。自己主張や自我の育ちについては、その日のその子どもの状態をよく見て、個人に合わせた対応をするように指導しています。毎日朝のミーティングを使って子どもの状態を園内で共有し、連携して対応できるようにしています。子どもには大きな声や制止したり、せかす言葉は使わず、穏やかに肯定的な言葉を使っています。園長は日常の保育の中で気になる言動があった場合には職員会議の場で取り上げています。

A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a
---	---

<コメント>

一人ひとりの発達に合わせて基本的な生活習慣が身につけられるように、保育士は援助したり、見守ったりしています。イヤイヤ期の子どもには「〇〇してもいい？」と聞きながら、その子にあった声掛けや教え方の工夫をしています。自分で出来た時には褒めて出来た達成感や喜びを保育士も一緒に共感しています。園長は「この年齢だからできるはず」「昨日出来たから今日も出来るはず」と決めつけないように指導しています。子どもたちが生活習慣を身につけるために、工夫した動線が考えられています。保護者と協力して子どもの育ちを支えられるようにクラスで取り組んでいる様子を伝えていきます。それぞれの子どもの生活リズムを大切に、活動と休息のバランスを保てるよう午前寝や午睡の時間を取っています。歯磨きや手洗いの大切さを知らせる場合は年齢に応じた理解を促すために、ペーパータオルや紙芝居を使って子どもたちが興味を持って取り組めるように工夫しています。

A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
---	---

<コメント>

子どもの年齢や発達に応じて、自主的、主体的に遊べるように絵本やおもちゃ、教材を自分で取り出せるように用意したり、遊びに合わせたコーナーを作っています。散歩の行先や遊びの内容も子どもたちの意見を取り入れ、柔軟に変更し、十分遊び込む時間を保障しています。子どもたちは公園や散歩に出かけ、自然に触れたり、園庭や屋上で身体をしっかりと使って遊んでいます。人間関係については、乳幼児期において大人（保育士）との信頼関係を築くことを大事にし、それを基に友達関係へと広がっています。保育士は年齢に応じて友だちとの仲立ちをしています。園長や担任は「クラスのどの子がいなくてもクラスとして成り立たない」ということを常に子どもたちに伝え、クラスとして仲間意識を育てています。近隣の高校生が来園、演奏会を開き、楽器の説明をしてくれる機会や警察署に見学に行く機会があります。廃材や自然物など色々な素材で製作したり、リズムや楽器演奏など自由な表現をしています。

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 保育室に前室、調乳室が隣接し、1歳児の保育室との間に乳児用トイレ、沐浴槽、シャワーがあります。部屋の前はデッキがあり、目の前の園庭には砂場やママゴトハウスなどがあります。健康状態や家庭で過ごす時間も含めた1日を通した保育を意識し、安定して過ごせるよう睡眠や食事内容、時間を一人ひとりに合わせた配慮をしています。一人ひとりの欲求や要求に应答的な関わりをおこない、子どもが安心感や心地よさを感じられるよう関わっています。緩やかな担当制を用いて愛着関係が築けるようにしています。食事のスペースと遊びのスペースを分け、手作りのおもちゃなど種類も数も用意され、興味に合わせて遊べる環境になっています。室内環境は発達に合わせて工夫し、パーティションを活用したり、前室や廊下を使ったり、ハイハイの時期にはホールで遊んだり工夫しています。保育園向けアプリを用いて園での様子や家庭での様子を伝えあい、連携を密にしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 保育士は3歳未満児の自我の育ち、自己主張を受け止め、探索活動を通して子どもの興味や関心を広げ、自発的な動きを見守っています。保育士は子どもの発見したことに気づき、気持ちを代弁したり、共感しています。少人数で落ち着いて過ごせるように部屋の中をパーティションで区切ったり、保育室以外のスペースを使ったりするなどの配慮をしています。保育士は一人遊びを大事にしながら友達との関わりを仲立ちをし、双方の気持ちの代弁をしながら友だちの存在を意識していくようにしています。個々の発達に応じた声掛けをして、子どもができることや、できなくてもよろうとしているところを見守り、必要に応じて援助するようにしています。発達年齢に合った玩具や絵本は自分で出し入れできるようになっており、幼児クラスと一緒に散歩をしたり、栄養士や事務職員など保育士以外の人の関わりがあります。保護者とは保育園向けアプリを用いて日々の生活の様子やトイレトレーニングの進み具合、食事の量など連携を取り、園でも家庭でも同じ対応ができるようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 3歳以上児では子ども自身が好きな遊びや興味ある遊びを選んだり、子ども同士で遊びを楽しめるように、保育室はテーブルや棚などの配置が考えられ、おもちゃや教材の片付け方の工夫がされています。園長は保育士に「子どもたちで考えていく、クラスみんなで相談するように大人は見守っていく」ように指導しています。3,4,5歳児の異年齢で構成された3クラスの活動を月に2回おこなっており、その日は1日異年齢で生活しています。年間を通して同じメンバーで構成されますが、担任は入れ替わっています。保育士は各年齢の仲間意識の育ちに配慮しながら、子どもたちに働きかけて遊びを工夫したり、アイデアを出して遊びを発展させています。子どもたちは異年齢の関わりの中でおのずと年長児が年少児をリードしたり、手助けしたり、年少児は年長児を真似て頑張ったりしています。保護者には保育園向けアプリを使ってドキュメンテーションで活動を伝えたり、地域には「保育月間さがみはらんど」のイベントに参加して保育園内の見学、参観を自由に行ってもらっています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 園はバリアフリーの構造で、多目的トイレ、エレベーターが整備され、段差がありません。年に2回相模原市緑こども家庭支援課療育相談員の巡回指導を受けており、その都度話し合いの時間をもち、またそれ以外の時も相模原市みどり区役所支援センターに電話で相談、助言を受けています。園には保育・支援保育アドバイザーがおり、発達の特性を考慮した毎月の個別支援計画を担任と連携して作成しています。子どもに合わせたねらいを立て、それを達成するための保育士の配慮を記し、子どもに合わせた保育をしています。また他の子どもたちとの関わりに配慮し、クラスの仲間として共に生活ができるようにしています。保育・支援保育アドバイザーは担任と連携して保育にあたっています。職員は相模原市の研修を受けています。支援機関との話し合いの結果や研修の報告は職員会議や乳・幼児会議の場を使って全職員と共有しています。障害のある子どもの保育について入園説明会で説明しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 朝は7時半までは乳児と幼児は合同で過ごしています。乳児は7時半以降は各クラスで過ごし、幼児は9時まで合同で過ごしています。夕方はその日の人数にもよりますが、17時から0.1歳児は合同になり、17時半から2歳児も一緒になります。幼児は16時半から合同で過ごしています。1日の保育の流れの続きを意識し、午睡後も外遊び、体操などを取り入れる時間を作ったり、制作する時間を作ったり、動と静のメリハリをつけて、過ごしています。また、子どもによっては夕寝などの対応をしています。子どもの在園時間に合わせて補食を提供しています。サークルやマットを利用して落ち着ける空間作りを心掛け、おもちゃの種類や大きさは乳児に合わせています。遅番は日中の子どもたちの様子を伝達表を活用して把握し、子どもの状態に気を配り、保護者に伝え忘れがないように気をつけています。園長は今後ニーズが増えた場合の夕食の提供について考えていく必要があると考えています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わり配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 全体的な計画や年間指導計画に基づいて、就学を見通した保育の内容や方法に配慮しています。乳児から年齢に合わせて、絵本に興味を持ち、興味・関心を広げていたり、数字や文字に関心を持ったり、鉛筆やハサミ、糊などの使い方に慣れたりしています。また、公園で遊ぶ前には準備体操をするなどの取り組みもあります。5歳児クラスの保護者には1月に就学面談として、個人面談をおこなって、小学校の生活に見通しが持てるような説明の時間を設けています。今年度は幼保小連携教育交流事業の一環として、小学校に行き、参観させてもらったり、他園の園児との交流がありました。就学をみこして幼児クラスは上履きを着用し、5歳児クラスの給食開始時間を遅くしたり、午睡を2月頃からなくすようにしています。子どもたちは就学を楽しみにしています。中学校区の小学校でおこなわれる公開授業を保育士が見に行く機会があります。保育所児童保育要録を作成し、就学前には小学校と意見交換をしています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>A-1-(3)-① 【A12】 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 健康管理の手順については、登園時の際に確認する保健業務内容を示したものと「感染症予防・衛生管理マニュアル」子どもの保健に関する「保健計画」があります。園児は検温、体調等を保育園向けアプリに入れてから登園し、保護者と口頭でも健康状態の確認をしています。午睡明けに乳児は検温して体調を確認し、園児の体調の変化、ケガについては園内で共有しています。子どもたちの既往症やアレルギー疾患などについては一覧表にし、いつでも見ることができるようになっています。毎年見直しをし、年度初めに確認周知する機会を作っています。健康に関することや感染症の発生状況などは保育園向けアプリで知らせています。予防接種の状況はその都度知らせてもらい、健康台帳に追記しています。乳幼児突然死症候群対策のため、0歳児は5分おき、1、2歳児は10分おきに体位なども含め個人の記録を取っています。重要事項説明書でも園での取組、家庭で気をつけることを取り上げています。</p>	
<p>A-1-(3)-② 【A13】 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 嘱託医により、0歳児は隔月に、1歳児は年4回、2歳児以上は年2回の健康診断と歯科健診、年に1回尿検査を実施しています。健康診断や歯科健診の結果は健康台帳に記載し、保護者にも所定の用紙で知らせています。園では健診の前に保護者に保育園アプリで、不安や気になる点などがあれば記入してもらい、それを基に嘱託医にアドバイスをもらっています。健診当日に欠席の子どもも予備日が設定されており、健診を受けられる体制があります。結果を受けて保護者は家庭での生活に活かしています。食後の歯磨きは3歳児クラスからおこなっています。乳児は食後にお茶を飲むようにしています。また、保育士は歯磨きの大切さを知らせる絵本や紙芝居などを使ったり、栄養素や咀嚼に関して食育で取り上げたりして、子どもたちが興味関心を持てるようにしています。健康診断や歯科健診の結果は職員間で共有しています。再受診の必要場合は保護者に個別に声をかけています。</p>	
<p>A-1-(3)-③ 【A14】 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> アレルギー疾患のある子どもには医師から提出された「アレルギー疾患生活管理表」を基にして、除去食を提供しています。半年に一度程度、栄養士と担任で保護者と面談しています。除去食は毎月、栄養士と担任で確認したあと、保護者に献立表を渡し、確認しています。除去食は、他児とは違う色のトレイに用意され、調理室内で確認、受け取りに来た担任と確認、クラスの担任間で再度確認して、最初に専用のテーブルに配膳しています。アレルギーについて、子どもたちにも年齢に応じてわかりやすく説明しています。しおりや園だより、給食だよりでアレルギー疾患や既往症について保護者に理解を得られるよう取組をしています。アレルギーや慢性疾患などは一覧表にして職員に周知しています。アレルギーや慢性疾患において職員の知識や技術を得る研修を充実させていくことを園長は課題と考えています。</p>	
<p>A-1-(4) 食事</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>A-1-(4)-① 【A15】 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> どのクラスも落ち着いた雰囲気の中で食事をしています。幼児クラスでは飛沫防止板を使用しています。幼児クラスは子どもたちが自分で無理なく食べられる量を申告して担任が配膳しています。自分たちで量を申告できることで、苦手なものも食べてみようという取組み、食べられる食材、量が増え、残食も減りました。乳児クラスでも保育士は「一口食べてみよう」と声を掛け、促していますが、無理強いはいしません。年齢、発達にあった「食育計画」があり、栄養士と保育士は連携して子どもたちが食材や調理に興味関心を持てるようにしています。幼児クラスはテラスのプランターで野菜を栽培しています。お月見団子やジャム作りなど年齢に合わせたクッキングを楽しんでいます。毎月の「献立表」の下に栄養士が離乳食期には「手づかみ食べ」など発達のことなど、乳幼児には旬の野菜や「おはぎ」など食生活や食育の取組などを載せています。毎日の給食は保育園向けアプリで知らせています。</p>	

【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
--	---

<コメント>

栄養士と保育士はコミュニケーションが密に取れています。栄養士は季節を感じる旬の国産食材を利用し、切り方や見た目を工夫して子どもたちが喜ぶような気配りや離乳食中の子どもにはその子どもに合わせた切り方をするなど対応しています。ほぼ毎日、クラスの様子を見回り、喫食状況を確認し、月に1回幼児クラスに向いて、一緒に食事をする機会を作っています。保育士は毎日、下膳のワゴンにクラスの喫食状況のメモを載せています。栄養士は給食会議に限らず、休憩時間や顔を合わせた時にも各クラスのおみや喫食状況を確認し、献立や調理の工夫をしています。また、栄養士は各クラスの保育を尊重し、食事の配膳、下膳時間を臨機応変に対応しています。クリスマスやお誕生会などの行事食や郷土料理を取り入れています。衛生管理マニュアルがあり、適切に衛生管理がされています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a

<コメント>

歳児クラスは保育園向けアプリを用い、毎日、家庭や園での体調、睡眠、食事、排泄、過ごし方などの様子を入力しあい、情報交換をしています。幼児クラスも同じアプリを使って保護者からは体温や体調、お迎え時間を入力する他、必要があれば「子どもの様子欄」に入力し、連絡を取り合っています。クラスの1日の活動の様子は保育園向けアプリを使ってドキュメンテーションで知らせたり、園だよりを毎月、配信や希望者には配布したりして、保育の意図や保育内容が理解されるよう配慮しています。6月と3月にクラス懇談会をおこなってクラスの状況を報告し、家庭での様子を共有して、保育内容の理解を深め、成長を共有できるようにしています。年度初めに相模原市が保護者に配布する「プロフィールシート」（内容は「普段の家庭での様子」「ことばや人との関わり」「悩みや不安」など）に保護者は記入して提出、年1回の個人面談時の参考にし、面談記録と一緒に個別ファイルに保存されています。

A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b

<コメント>

登降園の際や保育園向けアプリで保護者とは日々、挨拶や労いの言葉をかけ、コミュニケーションを取って、信頼関係を築けるように努め、保護者が安心して子育てができるように支援しています。クラス担任だけでなく、園長や主任は登降園時に事務所から出て、気軽に保護者に声を掛け保護者の心配事や相談、意見が引き出せるようにしています。相談がある場合は平日夜や土曜日など保護者の勤務形態に配慮した時間を選び、面談はプライバシーに配慮した場所で行なわれています。また、急な延長保育や土曜保育などに柔軟に対応して、保護者の支援をおこなっています。相談を受けた職員が適切な対応ができるように、報告を受けた園長、主任から助言を受けられる体制ができています。個別ファイルに保存された面談記録は、職員間で同じ支援ができるよう、共有しています。園長はコロナ禍の中で、更に保護者とのコミュニケーションを図る工夫を考えています。

【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
---	---

<コメント>

相模原市の「児童虐待早期発見・対応の手引き」があります。その中に「児童虐待の理解」「児童虐待の発見と通告」「安全確認と初期対応」など詳しく掲載されています。「早期発見のチェックリスト」に基づき、気になる子どもがいた場合は着換え時の身体の様子、生活全般、保育者との関係、子ども同士の様子など細かいチェックリスト項目を基に観察して記録し、見逃さないように気をつけています。送迎時の保護者の表情や様子には気を配り、悩んでいる様子が保育園向けアプリの連絡欄などからうかがえた場合はこまめに声をかけ、寄り添うようにしています。関係機関から連絡があった場合や虐待が疑われる場合はすみやかに園内で共有し、職員全体で情報を共有し、見守る体制があります。日頃から連携のある相模原市母子相談班や相模原市緑児童相談所と相談しながら早期対応ができるようにしています。今後は更に全職員それぞれが意識を持って取り組めるよう、マニュアル理解の徹底や研修の充実が期待されます。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p style="text-align: center;">A-3-(1)-①</p> <p>【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	b
<p><コメント></p>	
<p>週案は予想される子どもの姿、活動、ねらいが記載され、1週間の子どもの姿の振り返りと評価をおこない、翌週のねらいにつながっています。月間指導計画や保育日誌は振り返りを文章化できる書式になっており、自己評価は意図した保育のねらいに対し、よかったところ、課題点を記入しています。保育の自己評価は活動だけでなく、個々の子どもの成長や意欲、その取り組む姿勢を記載しています。毎日のクラス内の話し合いにより、保育計画の確認、見直しを常におこなっています。各クラス内での指導計画の振り返りは乳・幼児会議で報告し、職員会議などで園全体で共有しています。各行事等においても自己評価や振り返りをおこなっています。また年間計画の期ごとに保育の振り返りを記載しています。保育士は自己評価を園全体の保育実践の自己評価につなげています。今後は更にお互いの保育について率直に意見交換するなど、お互いに刺激あつて保育の質の向上を目指すことが期待されます。</p>	

福祉サービス第三者評価 評価機関

特定非営利活動法人 よこはま地域福祉研究センター

〒231-0013 横浜市中区住吉町二丁目 17 番地 金井ビル 201 号室

TEL : 045-228-9117 FAX : 045-228-9118

URL : www.yresearch-center.jp/ Email : top@yresearch-center.jp



特定非営利活動法人
**よこはま
地域福祉
研究センター**

Yokohama Community development Research center

かながわ福祉サービス第三者評価認証機関 第 26 号
東京都福祉サービス第三者評価認証評価機関 機構15-232
社会的養護関係施設第三者評価機関 202205-001-01
